

マネージメント・レター No.272

平成 24 年度税制改正大綱（所得税）

平成 23 年度税制改正が、H23 年 6 月 22 日と H23 年 11 月 30 日と二回に分かれて成立。同日 H23 年 11 月 30 日に復興財源税制が成立。平成 24 年度税制改正が H23 年 12 月 10 日に閣議決定され、さらに社会保障・税一体改革での検討対象が報告されたため非常に複雑なっていますので平成 24 年度税制改正大綱に盛り込まれた内容を一部お伝えします。

〔 所得税 〕

○給与所得関係

1. 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除について、245 万円の上限が設けられます。

上記改正は平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の住民税からの適用

2. 特定支出の見直し

特定支出が給与所得控除額の 1 / 2 を超える場合、その超える部分を給与所得控除額に加算することができます。（今回特定支出の内容も拡充されています）

上記改正は平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の住民税からの適用

3. 退職所得の見直し

役員等としての勤続年数が 5 年以下の者の課税方法について、退職所得控除をした残額の 1 / 2 とする措置が廃止されることになりました。

上記改正は平成 25 年分以後の所得税及び平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当の住民税から適用

○源泉徴収関係

1. 扶養控除等申告書

現行の取扱いを法令に格上げして規定することとなります。

上記改正は平成 25 年 1 月 1 日以後に提出すべき申告書等について適用

2. 納期限の特例の廃止

納期の特例適用者に係る納期限の特例が廃止され、7 月から 12 月までに支払うべき給与等の納期限がすべて 1 月 20 日となります。

上記改正は平成 24 年 7 月 1 日以後に支払うべき給与等および退職手当について適用

〔 法人税 〕

法人税の改正は租税特別措置法の期限延長が主な改正となっています。

上記は、閣議決定された情報ですので今後の国会審議状況によって内容の変更等がある場合があります。

※紙面の都合上、今月のワンポイントはお休みします。